

第六号様式 (第五条第二項)
(新)
(表)

第 号 調 査 員 証
千葉県青少年健全育成条例第23条の4第1項及び第23条の9第1項の規定による立入調査等の権限を有する者であることを証明する。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写 真</div> <div style="text-align: center;"> 千葉県 </div> <div style="text-align: center;"> 所 属 職 名 氏 名 (年 月 日生) 年 月 日発行 千葉県知事 </div> </div>
9センチメートル

注 地色は空色、県章の縁は薄黄色、県章は白色とする。

(裏)

千葉県青少年健全育成条例 (抜粋)
(立入調査等)
<p>第23条の4 知事は、この章の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内において、営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入って調査を行わせ、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 当該職員が第1項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の営業所への立入調査等)</p> <p>第23条の9 知事は、第23条の6第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第23条の7並びに前条第1項の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内において、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の営業所に立ち入って調査を行わせ、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 第23条の4第3項の規定は、第1項の規定による立入調査等について準用する。</p>

第六号様式 (第五条第二項)
(旧)
(表)

第 号 調 査 員 証
千葉県青少年健全育成条例第23条の4第1項及び第23条の9第1項の規定による立入調査等の権限を有する者であることを証明する。
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写 真</div> <div style="text-align: center;"> 千葉県 </div> <div style="text-align: center;"> 所 属 職 名 氏 名 (年 月 日生) 年 月 日発行 千葉県知事 </div> </div>
9センチメートル

注 地色は空色、県章の縁は薄黄色、県章は白色とする。

(裏)

千葉県青少年健全育成条例 (抜粋)
(立入調査等)
<p>第23条の4 知事は、この章の規定のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内において、営業所（自動販売機等の設置場所を含む。）に立ち入って調査を行わせ、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 当該職員が第1項の規定による立入調査等を行う場合は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の営業所への立入調査等)</p> <p>第23条の9 知事は、第23条の6第1項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）、第23条の7並びに前条第1項の規定の施行のため必要があると認めるときは、当該職員をして、営業時間内において、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の営業所に立ち入って調査を行わせ、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等から資料の提出を求め、又は関係者に対して質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査等は、必要な最小限度において行うべきであつて、携帯電話インターネット接続役員提供事業者等の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。</p> <p>3 第23条の4第3項の規定は、第1項の規定による立入調査等について準用する。</p>